

## 史跡の追加指定について

文化審議会が、11月18日(金)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、史跡名勝天然記念物の指定等について、文部科学大臣へ答申しました。

史跡加曾利貝塚についても、下記のとおり追加指定の答申がありましたので報告します。

実際の指定は今後、官報告示をもって決定されます。なお、今回の追加指定により、官報告示後の指定面積は15.1ヘクタールに変わります。

### 1 北側隣接地(民有地・特別緑地保全地区) 右図①

H24・26年度に確認調査(国庫補助事業)を実施し、縄文時代中期～後期の竪穴住居跡が8軒確認されたため。

### 2 南側隣接地(市有地・旧都市計画道路予定地) 右図②

平成元年度に確認調査(市単独事業を)実施し、縄文時代中期～後期の竪穴住居跡1軒の他、墓壇群が確認されており、H27年度に道路計画の廃止が決定したため。

#### 【史跡指定範囲面積】

区 分	面積(公簿) m <sup>2</sup>
追加指定範囲 北側 右図①	11,623.00
追加指定範囲 南側 右図②	3,960.45
既指定範囲 右図③	135,520.89
追加指定後 合 計	151,104.34

